

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から肺炎等の所定の疾病を発症した場合、施設内での治療について評価されるものです。

ひぐらしの里では所定疾患Ⅱを算定しています。

令和5年度

(令和5年4月～令和6年3月)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	日数	4	11	19	19	43	26	29	10	13	25	20	20
	人数	1	2	3	3	7	5	5	1	2	4	3	3
尿路感染	日数	23	15	17	46	17	26	20	50	17	29	41	31
	人数	4	3	3	8	3	4	2	7	3	4	5	5
带状疱疹	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0
	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
蜂窩織炎	日数	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症と蜂窩織炎の合併	日数	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0